

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

マージン率等の情報提供について

① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数

123人

② 令和5年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

32事業所

③ 令和3年度(令和3年10月1日～令和4年9月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

12,861円(8時間 全業務平均)

④ 令和3年度(令和3年10月1日～令和4年9月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,153円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和3年度(令和3年10月1日～令和4年9月30日) マージン率

28.8%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和6年3月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

eラーニングによるテクニカルスキル、ビジネススキル研修、OA基礎・応用研修、各種技術研修などを無償で実施

対象者:雇入時・派遣中での指定する派遣スタッフ

訓練方法:事業主によるOFF-JT

賃金:有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口:人材サービス部門 電話番号:084-971-9500

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

年次有給休暇

社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)

労働者災害補償保険

定期健康診断

産前産後・育児・介護休業制度

事業所名:日本コンピューターシステム株式会社

(派遣のニコス)

許可番号:派34-300149